

千葉大学大学院医学研究院クリニカルアナトミーラボ運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉大学大学院医学研究院クリニカルアナトミーラボ（以下「CAL」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 大学院医学研究院環境・高齢健康科学研究部門環境医学講座に、CALを置く。

(目的)

第3条 CALは、医学研究院及び医学部附属病院（以下「研究院等」という。）の職員等の臨床解剖学的知識の向上に資するとともに、手術及び検査手技向上のための教育並びに研究に資する次の事項を行うことを目的とする。

- 一 医学部及び医学薬学府の授業支援
- 二 手術及び検査手技の教育並びにハンズオンセミナーの開催
- 三 臨床解剖研究
- 四 研修会の開催
- 五 その他CAL運営委員会が必要と認めた事項

(委員会)

第4条 CALの円滑な運営を図るため、CAL運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、CALの運営に関する次の事項を審議する。
 - 一 教育及び研究計画の承認
 - 二 CAL利用申請の可否
 - 三 CAL利用者の認定
 - 四 CALの安全管理に必要な事項
 - 五 その他教授会が必要と認めた事項
- 3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 肉眼解剖学を担当する教授のうちから1名又は当該教授から推薦された准教授、講師若しくは助教1名
 - 二 CALを利用する医学研究院等の教授又は当該教授から推薦された准教授、講師若しくは助教
 - 三 管理者
 - 四 副管理者
 - 五 その他委員会が必要と認めた者
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

(管理者等)

第5条 CALに、管理者及び副管理者を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、委員長の命を受け、次の業務を行う。
 - 一 CAL利用の管理
 - 二 CALの施設及び設備の管理及び保全
 - 三 遺体の管理
 - 四 委員会への報告
 - 五 利用対象者への技術指導
 - 六 利用対象者への広報活動
 - 七 その他委員会が必要と認めた業務

(利用対象者)

第6条 CALの利用対象者は次のとおりとする。

- 一 医学研究院等の教授，准教授，講師及び助教
- 二 医学研究院等の特定雇用教職員（特任職員を除く。）
- 三 医学部附属病院の医員，医員（シニアレジデント）及び医員（研修医）
- 四 医学部及び医学部附属病院の技術職員及び技術補佐員
- 五 医学部及び医学薬学府の学生（研究生を含む。）
- 六 その他教授会が必要と認めた者

2 前項のほか，前項第1号から第3号までに掲げる者と共同利用する者は，利用対象者とすることができる。

(利用責任者)

第7条 利用対象者のうち，個々の利用について責任を負う者を利用責任者とする。

2 利用責任者は，医学研究院等の教授，准教授，講師又は助教とする。

(利用申請)

第8条 CALを利用しようとする利用責任者は，CAL利用申請書により，委員長に申請するものとする。

2 委員長は，前項の申請があった場合，委員会で審査の上可否を決定し，利用責任者に通知するとともに，当該利用ごとに監督者を定めるものとする。

(監督者)

第9条 監督者は，CALにおける個々の利用について監督する。

2 監督者は，死体解剖保存法第2条第1項第1号又は第2号に定める者でなければならない。

(運営費等)

第10条 CALを利用する医学研究院等の教授は，CALの運営費及び利用に係る実費額を負担するものとする。

(安全管理)

第11条 CALの利用対象者等は，CALの安全管理のため，次の事項を遵守しなければならない。

- 一 管理者及び副管理者は，感染症（HBs抗原，HCV抗体，HIV抗体，HTLV-1抗体及び梅毒TP抗体）が陰性の遺体のみを，凍結保存して使用すること。
- 二 利用者等は，別に定める安全管理マニュアルを遵守すること。
- 三 利用者等は，事故が発生した場合，別に定める事故対応マニュアルに基づき適切に対応すること。
- 四 その他安全管理に必要な事項

(利用の一時停止等)

第12条 委員長は，CALの利用の安全性について疑いを生じた場合は，利用責任者に利用の一時停止の命令を行う。

2 委員長は，一時停止の命令を行った場合，当該利用について委員会に諮り，利用方法の改善の勧告又は中止の命令を利用責任者に行う。

(改正)

第13条 この規程の改正は，教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は，平成22年10月12日から施行する。